

青森県漁港漁場工事等環境配慮施工要領

平成18年 5月24日制定

平成21年 7月22日一部改正

令和 8年 3月26日一部改正

(目的)

第1条 この要領は、青森県が発注する漁港、漁場及び漁港区域に係る海岸（以下「漁港漁場等」という。）の施設整備を行うにあたり、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を行うことを目的とする。

(対象工事)

第2条 青森県が発注する漁港漁場等の海上工事を対象とする。

(配慮の内容)

第3条 発注者及び請負者は、各々の立場で、工事周辺海域の環境に配慮することとし、請負者は、施工段階において、別に定める「漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領」に該当する施工環境監理者を配置し、周辺海域の自然環境に対し、積極的な環境配慮をする。

(内容の明示)

第4条 発注者は、環境配慮の内容を設計に計上した場合は、その内容を特記仕様書に明示し、請負者が適正な施工を行うよう配慮する。

2 請負者は、設計図書に定められた環境配慮項目の具体的対策方法のほか、自ら創意工夫し積極的に環境配慮する対策方法を施工計画書に明示し、発注者の承諾を得ることとする。

(配慮内容)

第5条 発注者及び請負者は、環境に配慮した内容を保存するものとする。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。